

政策会議報告書

平成28年7月1日

報告者 総務部長

件名	ストレスチェックの実施について		
要旨	<p>平成26年6月25日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」において、労働者数が50人以上の事業者に労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査、いわゆる「ストレスチェック」の実施が義務付けられましたので、次のとおり実施します。</p> <p>1. 目的</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 職員のメンタル不調の未然防止（一次予防）。(2) 職員自身のストレスへの気付きを促す。(3) ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる。 <p>2. 対象者</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 正規職員(2) 週30時間以上の勤務を行っている臨時的任用職員及び非常勤特別職員 <p>3. 実施時期</p> <p>平成28年8月中旬から下旬を予定。※年1回の実施になります。</p> <p>4. 実施方法</p> <p>紙媒体で個別に調査票を配布し、概ね2週間の期間内に回答いただくこととなります。</p> <p>5. 情報の保護</p> <p>ストレスチェックの結果については、個別に通知され、本人の同意がない限り、職員課が知ることはありません。また結果に基づき、職員が不利益な取扱いを受けることは法律で禁止されています。</p> <p>各所属におかれましては、職員の受検にあたり協力いただきますとともに職員への周知をお願いいたします。</p> <p>※所沢市職員ストレスチェック制度実施要領は庁内ネットワークドライブに掲載しております。</p>		
所管名	総務部 職員課	電話番号	04-2998-9048

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、31部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。